

尼崎市総合文化センター耐震化事業

入札説明書

【総合評価落札方式】

令和7年10月20日

尼崎市

目次

用語の定義	4
第1章 入札説明書の位置づけ	6
第2章 事業の目的	6
第3章 事業内容に関する事項	6
3. 1 事業名称	6
3. 2 対象となる公共施設等の種類	6
3. 3 公共施設等の所有者（管理者）の名称	7
3. 4 発注者	7
3. 5 事業方式	7
3. 6 事業期間	7
3. 7 上限入札金額	7
3. 8 計画概要	7
3. 9 計画地に関する事項	7
3. 10 事業の対象となる業務範囲	8
3. 11 法令等の遵守	8
第4章 参加資格要件等	8
4. 1 参加者の構成と定義	8
(1) 共通事項	8
(2) 共同企業体の場合	8
(3) 企業グループの場合	8
4. 2 参加者の構成の明示	9
4. 3 参加者の変更及び追加	9
4. 4 参加者の備えるべき参加資格要件	9
(1) 共通の参加資格要件	9
(2) 個別の参加資格要件	10
4. 5 参加資格要件の喪失	12
第5章 事業者の募集及び選定に関する事項	13
5. 1 募集及び選定の方法	13
5. 2 募集及び選定スケジュール（予定）	13
5. 3 基本設計書等の貸与	14
5. 4 第1回質問書の受付	14
5. 5 現地見学会	15
5. 6 参加表明書等の受付期間・提出場所及び方法	15
5. 7 第2回質問書の受付	16

5. 8	VE 提案書の受付及び VE 提案採否通知	16
5. 9	入札書及び技術提案書等の受付期間・提出場所及び方法	16
5. 10	事業者の選定方法	17
(1)	審査及び評価方法	17
(2)	参加資格審査に関する事	18
(3)	技術提案審査に関する事	18
5. 11	参加にあたっての留意事項	19
第6章	提出書類	21
第7章	契約に関する事項	21
7. 1	契約手続	21
7. 2	契約金額	22
7. 3	支払に関する事項	22
7. 4	契約保証金	22
7. 5	契約不適合保証金	22
7. 6	保険	22
7. 7	選定事業者の権利義務に関する事項	23
第8章	その他	23
8. 1	応募に伴う費用負担	23
8. 2	VE 提案の取扱い	24
8. 3	市と選定事業者の責任分担	24
8. 4	提案事項等不履行に関する措置	24
8. 5	賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更の算定基準日及び物価指数	25
8. 6	情報公開及び情報提供	25
8. 7	守秘義務	25
8. 8	事務局（入札説明書等に関する問合せ先）	25
別添	参加者の構成イメージ	26

用語の定義

本施設	尼崎市総合文化センター耐震化事業で整備する施設の建物本体、建築設備、付帯施設、植栽・外構及び公園、ペDESTリアンデッキ等を含む全ての施設をいう。
総合評価一般競争入札方式	地方自治法施行令第167条の10の2に規定される決定方法を指す。
DB方式	D e s i g n（設計）、B u i l d（建設）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法を指す。
選定委員会	尼崎市PFI等事業者選定委員会条例第1条の規定に基づき設置された、尼崎市総合文化センター耐震化事業に係るDB事業者選定委員会を指す。
提案書	入札説明書等を基に参加者が市へ提出する本施設の整備に関する提案書を指す。
公共施設	公共機関発注の施設を指す。
劇場	令和6年国土交通省告示第8号別添2 12文化・交流・公益施設 第2類劇場を指す。
最優秀提案者	本事業の総合評価一般競争入札方式に参加した者のうち、審査結果の順位が最も上位となった者を指す。
落札者	選定委員会による選定結果の答申を踏まえ、市が落札者として決定した者を指す。
選定事業者	本事業における施設整備業務を実施する者として契約を締結した者を指す。
代表構成員	共同企業体を構成する法人のうち、代表となる法人を指す。
構成員	共同企業体を構成する法人を指す。
代表企業	企業グループのうち、応募手続きを行い、市と直接契約を締結する法人を指す。
構成企業	企業グループのうち、市と直接契約を締結しない法人を指す。
実施設計	選定事業者が要求水準書及び提案書に基づき行う実施設計を指す。
設計図書	市が承諾した総合設計図、建築（構造）設計図、電気設備設計図、機械設備設計図等を指す。（要求水準書 添付資料3 1（2）実施設計図書を参照）
工事監理	選定事業者が要求水準書、提案書、設計図書及び施工図等に基づき行う本施設の工事監理を指す。
建設	選定事業者が要求水準書、提案書、設計図書及び施工図等に基づき行う本施設の建設を指す。

実施設計事業者	選定事業者のうち、実施設計関連業務を行う法人を指す。
工事監理事業者	選定事業者のうち、工事監理関連業務を行う法人を指す。
工事請負事業者	選定事業者のうち、建設工事関連業務を行う法人を指す。
D B モニタリング事業者	市が別途業務委託を予定する D B モニタリング業務を行う事業者を指す。
基本設計書等	尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る基本設計業務の成果品のうち基本設計書と参考資料等を指す。(要求水準書 添付資料 5 を参照)

なお、本入札説明書において定義された用語は、入札公告をはじめとした他の公告書類において用いられるときも、文脈上他の解釈が当然なされるべき場合を除いて、同一の意味を有する。

第1章 入札説明書の位置づけ

本入札説明書は、尼崎市（以下「市」という。）が実施する尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る実施設計・施工一括発注の選定事業者を特定するための説明書である。

入札説明書に添付されている以下の資料は、入札説明書と一体のものとする。（以下「入札説明書等」という。）

- ・ 要求水準書
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集
- ・ 契約書(案)
- ・ 基本設計書

なお、入札説明書等の資料の間に矛盾又は齟齬がある場合は、質問書に対する回答、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本設計書、契約書(案)、様式集の順にその解釈が優先されるものとする。

第2章 事業の目的

総合文化センターは開設以来、市の文化芸術振興の拠点として市民に親しまれるとともに、広く全国に市の魅力を発信する役割を担ってきた。また、施設の音響性能については、平成25年度に日本音響家協会と日本劇場技術者連盟が選ぶ「優良ホール100選」に選ばれるなど高い評価を得ている。

こうしたなか、平成27年度に実施した耐震診断の結果、ホール棟及び文化棟について耐震改修等が必要であることが判明した。特に、ホール等の天井に用いられている吊り天井構造については、平成23年の東日本大震災以降、その危険性が指摘されており、早期での対応が必要となっている。加えて、開設から50年近くが経過する現在、施設、設備の老朽化に伴う機能の低下、劣化等の様々な課題を抱えており、大規模な改修が必要な時期を迎えている。

これらの状況を受けて、引き続き市民の文化芸術体験や活動を支えていくため、耐震改修と併せて老朽化に伴う設備更新等を行い、機能性・安全性を向上させることで建物の耐震化・長寿命化を図り、市民に親しまれる芸術文化拠点施設として早期の完成を目指し整備を進めるものである。

第3章 事業内容に関する事項

3. 1 事業名称

尼崎市総合文化センター耐震化事業（以下「本事業」という。）

3. 2 対象となる公共施設等の種類

尼崎市総合文化センター（あましんアルカイックホール・オクトを除く。）、庄下川公園

3. 3 公共施設等の所有者（管理者）の名称

公益財団法人尼崎市文化振興財団 理事長 松本 眞
(契約締結までに市へ移管する予定である。)

3. 4 発注者

尼崎市長 松本 眞

3. 5 事業方式

選定事業者が本施設の実施設計及び施工を行う基本設計先行型DB方式とする。

3. 6 事業期間

(1) 選定事業者の業務期間

契約締結の日（令和8年9月下旬頃）から令和12年10月31日まで

(2) 供用開始日

令和13年2月（予定）

3. 7 上限入札金額

11,260,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、上限入札金額を上回る提案は失格とする。

3. 8 計画概要

ホール棟改修、文化棟減築・改修、ペDESTリアンデッキ新築、庄下川公園改修、
別添の基本設計書等を参照のこと。

3. 9 計画地に関する事項

本施設を整備する敷地の主な前提条件は基本設計書のとおりである。ただし、これらの前提条件は参考として示すものであり、選定事業者は、本事業の検討・実施等に当たって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

事業用地	住居表示：尼崎市昭和通二丁目7番16号 地番：尼崎市昭和通二丁目73番ほか
用途地域	商業地域
防火地域	防火地域
都市計画区域	市街化区域
高度地区	第4種（7m以上、ただし国道2号の官民境界から30mの範囲）
その他の地区	昭和通2丁目地区地区計画
敷地面積	11,294.18㎡

	(ペDESTリアンデッキ用敷地697.89㎡を含む)
接続道路	(南側) 国道2号 (北側) 市道
その他	(西側) 庄下川 (二級河川)

3. 10 事業の対象となる業務範囲

本事業のうち選定事業者が行う主な業務は、以下のとおりとする。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書等において示す。

- (1) 事前調査業務
- (2) 事業に要する各種許認可申請等手続業務
- (3) 市が行う補助申請等の支援業務
- (4) 実施設計業務
- (5) 工事監理業務
- (6) 建設業務

別に市が行う業務は、機械警備、情報システム(LAN)、電話・FAX、パーキングシステム、ビデオカメラ設備(舞台関係)、什器備品調達業務とする。

3. 11 法令等の遵守

選定事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等(法令、条例・規則、要綱・基準等)を遵守すること。

第4章 参加資格要件等

4. 1 参加者の構成と定義

本入札に参加する者(以下「参加者」という。)は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業で構成されるものとし、単独企業、共同企業体(甲型又は乙型)又は企業グループとする。

(1) 共通事項

- (ア) 参加者は下記4. 4 (1) 及び(2)の参加資格要件を満たすよう設定すること
- (イ) ひとつの企業が、複数の参加者の構成員、代表企業又は構成企業となってはならない。

(2) 共同企業体の場合

- (ア) 構成員は2者以上とすること
- (イ) 代表構成員は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、最大出資比率の構成員とすること

(3) 企業グループの場合

- (ア) 企業グループは、本入札に参加するために複数の企業で構成されたグループを指し、代表企業と構成企業から成るものとする。

(イ) 構成企業は、代表企業から担当業務を請負う企業とする。

4. 2 参加者の構成の明示

複数の企業で参加する場合は参加表明書等（様式集「2. 1 参加資格審査書類」に定めるものとする。以下同じ。）の提出時に、参加する全ての企業について、共同企業体における代表構成員又は構成員、企業グループにおける代表企業又は構成企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。また、構成企業間の元請負及び下請負の関係、共同企業体の結成など、計画する事業実施形態について明らかにすること。

4. 3 参加者の変更及び追加

参加資格審査結果の通知日以降に、参加者の全部又は一部が参加資格要件を満たさなくなったときは、原則として当該参加者を最優秀提案者特定のための審査の対象から除外する。また、参加資格審査結果の通知日以降の参加者の構成企業の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「参加者の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行ったときは、参加者の変更等を認めることがある。

(ア) 参加資格審査結果の通知日から入札書及び技術提案書等（様式集「2. 3 提案審査書類」に定めるものとする。以下「提案審査書類」という。）の受付締切日の前日まで

市は、参加資格審査結果の通知日以降に参加者が参加者の変更等を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の参加者の参加資格を確認した上で、提案審査書類の受付締切日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

(イ) 提案審査書類の受付締切日から最優秀提案者との契約締結日まで

市は、提案審査書類の受付締切日以降に参加者の構成企業の一部が参加資格を喪失した場合で、参加者が参加者の変更等（参加資格を喪失し脱退する構成企業に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成企業の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の参加者の参加資格を確認した上で、最優秀提案者との契約締結日までにこれを承認することがある。

4. 4 参加者の備えるべき参加資格要件

参加者は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、参加表明書等の提出時に満たしていなければならない。

（１）共通の参加資格要件

以下に掲げる者でないこと。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (イ) 市との契約に関して地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で市長が指定する日後3年を経過しないもの又は前述に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (ウ) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者
- (エ) 国税（市の区域内に事業所等を有する者にあつては、市税を含む。）の滞納がある者
- (オ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (カ) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の処分を受けている者
- (キ) 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱（令和3年1月14日施行）に基づく参加停止又は指名回避を受けている者
- (ク) 清算中の株式会社である企業について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- (ケ) 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っている者
- (コ) 本事業について発注者支援業務を委託した株式会社安井建築設計事務所と資本面又は人事面において密接な関連がある者

（２）個別の参加資格要件

参加者のうち下記の（ア）から（エ）にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

- (ア) 市と直接契約を締結する者
尼崎市契約規則第4条に規定する令和6・7年度競争入札参加有資格者名簿（以下「登録業者名簿」という。）に登載された者であること。なお、共同企業体においては、代表構成員が登録業者名簿に登載されていること。
- (イ) 実施設計業務を行う者
実施設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。（事前調査業務、事業に要する申請等の手続業務、市が行う申請等の支援業務を含む）
なお、複数の者で実施する場合には、全ての者が（a）の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。
 - (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - (b) 固定席400席以上の劇場・多目的ホール、又は国若しくは地方公共団体が発

注した施設（平成２２年４月以降に竣工したものに限る。）で延べ面積３，０００㎡以上の公共施設の新增改築又は耐震補強工事の実施設計業務を元請として履行した実績を有していること。

なお、設計・施工分離方式で発注された実施設計業務を共同企業体で受注した場合は、代表構成員として参加した案件を実績として認める。また、設計・施工一括発注方式で発注された実施設計業務を共同企業体で受注した場合は、構成員として参加した案件（ただし、設計業務者が２者以上の場合は主たる設計業務者となったものに限る。）を実績として認める。

（ｃ）下記の要件を満たす管理技術者を配置すること。

- ・ 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項に規定する一級建築士資格を有すること。
- ・ 固定席４００席以上の劇場・多目的ホール、又は国若しくは地方公共団体が発注した施設（平成２２年４月以降に竣工したものに限る。）で延べ面積３，０００㎡以上の公共施設の新增改築又は耐震補強工事の実施設計業務において管理技術者又は主任担当技術者として携わった実績を有すること。
- ・ 単独企業、共同企業体又は企業グループのいずれかに所属し、参加表明書等の提出時に恒常的な雇用関係が３か月以上あること。

（ウ） 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての者が（ａ）の要件を満たし、かつ少なくとも１者は全ての要件を満たしていること。

（ａ）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

（ｂ）下記の要件を満たす管理技術者を配置すること。

- ・ 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項に規定する一級建築士資格を有すること。
- ・ 単独企業、共同企業体又は企業グループのいずれかに所属し、参加表明書等の提出時に恒常的な雇用関係が３か月以上あること。

（エ） 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件に該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、代表構成員又は代表企業が全ての要件を満たし、全ての者が（ａ）及び（ｂ）の要件を満たすこと。

（ａ）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

（ｂ）雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による

被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）。

- （c）国又は地方公共団体が発注した施設（平成22年4月以降に竣工したものに限る。）で延べ面積5,000㎡以上の公共施設の新增改築又は耐震改修工事の施工実績を元請として有していること。

なお、当該案件が他者と共同で履行した実績の場合は、当該共同企業体の代表構成員としての実績に限り認める。

- （d）直近の建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果による総合評価値が、市内建設業者にあっては900点以上、令和7年4月1日時点において市内に本店を有していない者で、市内に支店、営業所、出張所又は工場等を有している者にあっては1,100点以上、これらの者以外の者にあっては1,300点以上の者であること。

- （e）登録業者名簿の「建築一式工事」に登録していること。

4.5 参加資格要件の喪失

参加者は、参加表明書等の提出時から契約締結日までに4.4参加者の備えるべき参加資格要件を失った場合、参加資格喪失等通知書（様式7-2）を提出することとする。また、参加者に以下の行為があったときは、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

- （1）参加表明書等の提出時から最優秀提案者特定までの間に、参加者に次の行為があったときは、（2）に規定する場合を除き、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。
- （ア）選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - （イ）他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - （ウ）選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - （エ）応募提案に虚偽の記載を行うこと。
 - （オ）その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
 - （カ）参加者が参加資格を喪失した場合。
- （2）参加者のうち構成員又は構成企業が、参加資格審査結果の通知日から最優秀提案者との契約締結日までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。
- （ア）参加資格審査結果の通知日から提案審査書類の受付締切日の前日までに参加資格を喪失した場合
 - （a）参加資格を喪失しなかった構成員又は構成企業のみで入札説明書に定める参加資格要件を満たしており、構成員・構成企業等変更承諾願（様式7-3）を市に提出し、提案審査書類の受付締切日までに市が変更を認めた場合
 - （b）参加資格を喪失した構成員又は構成企業と同等の能力・実績を有し、参加資格

要件を満たす新たな構成企業を加えた上で、構成員・構成企業等変更承諾願（様式 7－3）を市に提出し、提案審査書類の受付締切日までに市が変更を認めた場合

（イ） 提案審査書類の受付締切日から落札者との契約締結日までに参加資格を喪失した場合

（a） 参加資格を喪失しなかった構成員又は構成企業のみで入札説明書に定める参加資格要件を満たしており、構成員・構成企業等変更承諾願（様式 7－3）を市に提出し、最優秀提案者との契約締結日までに市が変更を認めた場合

（b） 参加資格を喪失した構成員又は構成企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業を加えた上で、構成員・構成企業等変更承諾願（様式 7－3）を市に提出し、落札者との契約締結日までに市が変更を認めた場合

第 5 章 事業者の募集及び選定に関する事項

5. 1 募集及び選定の方法

本事業では、民間事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、施設や設備の性能、事業計画の妥当性等に価格評価を加える総合評価一般競争入札方式により最優秀提案者を特定するものとする。

5. 2 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

日程		内容
令和 7 年 1 0 月 2 0 日	（月）	公告、入札説明書等の公表
令和 7 年 1 0 月 3 1 日	（金）	現地見学会の参加申込受付締切
令和 7 年 1 1 月 7 日	（金）	第 1 回質問書の受付締切
令和 7 年 1 1 月 1 0 日 又は 1 1 月 1 1 日	（月） （火）	現地見学会 （予備日：1 1 月 2 5 日）
令和 7 年 1 1 月 2 1 日	（金）	第 1 回質問書に対する回答公表
令和 7 年 1 1 月 2 8 日	（金）	基本設計書等の貸与申請の受付締切
令和 7 年 1 2 月 5 日	（金）	参加表明書等の受付締切
令和 7 年 1 2 月 1 9 日	（金）	参加資格審査結果の通知
令和 8 年 1 月 1 6 日	（金）	第 2 回質問書の受付締切
令和 8 年 1 月 3 0 日	（金）	第 2 回質問書に対する回答公表
令和 8 年 2 月 1 0 日	（火）	V E 提案書の受付締切
令和 8 年 3 月 3 日	（火）	V E 提案の採否通知
令和 8 年 3 月 3 1 日	（火）	辞退届の受付締切
令和 8 年 4 月 1 7 日	（金）	入札書及び技術提案書等の受付締切

令和 8 年 5 月下旬から 6 月上旬		技術提案書に関するプレゼンテーション及び開札
令和 8 年 6 月中旬		最優秀提案者の特定・公表
令和 8 年 6 月下旬		落札者との契約の仮契約締結
令和 8 年 9 月下旬		市議会の議決による契約の成立

※ 上記スケジュールは、状況により変更する場合がある。

5. 3 基本設計書等の貸与

(1) 受付期間

令和 7 年 1 0 月 2 0 日(月)から 1 1 月 2 8 日(金)正午まで

(2) 受付方法

貸与申請書及び誓約書(様式 4-1)に、必要事項を記入の上、事務局まで電子メールにて提出すること。

なお、メールタイトルは「総合文化センターDB基本設計書等貸与」と明記すること。メール送付後は事務局まで電話にて受信確認を行うこと。(電話受付は受付期間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「日曜日等」という。))を除く。)の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。)

(3) 要件

市は、尼崎市総合文化センター耐震化事業に関する基本設計書等、基本設計書の配置図、平面図、立面図及び断面図のデータ(J w w 形式)並びに参考資料の工事費概算書(見積項目参考書)のデータ(E x c e l 形式)について、参加希望者に対して貸与を行う。なお、これらの貸与を希望できる者は、公告時点において入札説明書「4. 4 参加者の備えるべき参加資格要件」を満たしている者に限る。

(4) 貸与物の返却

貸与した基本設計書等及び編集可能データは、提案審査書類の提出時に返却すること。なお、参加表明を行わない者は、参加表明書等の受付締切日までに返却すること。

5. 4 第 1 回質問書の受付

(1) 受付期間

令和 7 年 1 0 月 2 0 日(月)から 1 1 月 7 日(金)正午まで

(2) 受付方法

第 1 回質問書(入札説明書等に関する質問)(様式 5-1)に記入の上、事務局まで電子メールにて提出すること。

なお、メールタイトルは「総合文化センターDB第 1 回質問書」と明記すること。メール送付後は事務局まで電話にて受信確認を行うこと。(電話受付は受付期間(日曜日等を除く。)の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。)

(3) 公表

受け付けた質問に対する回答は、令和7年11月21日(金)を目途に、市のホームページに随時掲載する。

5. 5 現地見学会

次のとおり、希望者に対して現地見学会を開催する。

なお、当日は資料を配布しないため各自で用意すること。

(1) 日時

令和7年11月10日(月)又は11月11日(火)で市が指定した日及び時刻にて調整

なお、令和7年11月25日(火)を予備日とする。

(2) 場所

現地

(3) 受付期間

令和7年10月20日(月)から10月31日(金)正午まで

(4) 参加申込方法

現地見学会参加申込書(様式6-1)に必要事項を記入の上、事務局まで電子メールにて提出すること。なお、メールタイトルは「総合文化センターDB現地見学会参加申込書」と明記すること。メール送付後は事務局まで電話にて受信確認を行うこと。(電話受付は受付期間(日曜日等を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。また、参加人数は1社5名までとする。)

5. 6 参加表明書等の受付期間・提出場所及び方法

参加表明書等は、様式集(様式1-1から様式1-11)に定めるところに従い作成すること。

なお、市は、提出された参加表明書等を確認した上で必要があると判断した場合は、当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(1) 受付期間

令和7年10月20日(月)から12月5日(金)正午まで(日曜日等を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、郵送による場合は、令和7年12月4日(木)正午までに必着のこと。

(2) 提出場所

尼崎市資産統括局技術監理部建築課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号(市役所 中館9階)

(3) 提出方法

参加表明書等は、提出場所へ持参又は郵送(その送達の事実を証明することができる方法に限る。)により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

(4) 提出部数

正 1 部 副 2 部 計 3 部及びCD-R 1 部

CD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。

5. 7 第2回質問書の受付

(1) 受付期間

令和7年12月24日(水)から令和8年1月16日(金)正午まで

(2) 受付方法

第2回質問書(様式5-2)に記入の上、事務局まで電子メールにて提出すること。

なお、メールタイトルは「総合文化センターDB第2回質問書」と明記すること。また、質問が無い場合も「質問なし」として提出すること。メール送付後は事務局まで電話にて受信確認を行うこと。(電話受付は受付期間(日曜日等及び令和7年12月29日から令和8年1月3日までの日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。)

(3) 公表

受け付けた質問に対する回答は、令和8年1月30日(金)を目途に、市のホームページに随時掲載する。

5. 8 VE提案書の受付及びVE提案採否通知

(1) 受付期間

令和8年2月5日(木)から2月10日(火)正午まで

(2) 受付方法

VE提案書(様式2-1)に記入の上、事務局まで電子メールにて提出すること。

なお、メールタイトルは「総合文化センターDBVE提案書」と明記すること。また、VE提案が無い場合も「VE提案なし」として提出すること。メール送付後は事務局まで電話にて受信確認を行うこと。(電話受付は受付期間(日曜日等を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。)

(3) 採否通知

令和8年3月3日(火) 当該VE提案を行った参加者へ個別に電子メールにて通知する。

5. 9 入札書及び技術提案書等の受付期間・提出場所及び方法

提案審査書類は、様式集に定めるところに従い作成すること。

なお、市は、提出された提案審査書類を確認した上で必要があると判断した場合は、補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(1) 受付期間

令和8年4月10日(金)から4月17日(金)正午まで(日曜日等を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出場所

尼崎市資産統括局技術監理部建築課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（市役所 中館9階）

(3) 提出方法

提出場所に持参すること。郵送等による提出は認めない。また、提出の際は事前に市に連絡し、市が指定した時間帯に来庁すること。

(4) 提出部数

(ア) 入札書

入札書（様式3-2）は封筒に入れ、密封し、入札参加者名を表記して1部提出する。

(イ) 入札価格計算書

入札価格計算書（様式3-3）は、入札書と同封の上、1部提出する。

(ウ) 技術提案書及び図面集

技術提案書（様式3-4及び様式3-5）及び図面集（様式3-6から様式3-10）は次の部数とし、CD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。

正1部 副5部 計6部及びCD-R1部

※正のみ会社名を記載すること。

(5) 留意事項

参加者は、市が提示した要求水準書等により作成した提案審査書類を提出するものとする。上記5.8においてVE提案の採用が認められた参加者は、当該VE提案を反映した提案審査書類を提出することができる。

なお、参加者は、採用が認められなかったVE提案や、事前にVE提案として提出すべきであった内容を、提案審査書類の提出時に改めて提案したり、追加で提案してはならない。提案審査書類の提出時に、これらの提案がなされた場合、一切の評価をしない。この場合、入札価格の変更は認めないことから、参加者は十分注意すること。

5. 10 事業者の選定方法

(1) 審査及び評価方法

(ア) 参加資格審査

参加表明を行った事業者について、選定委員会により審査を実施する。

(イ) 技術提案審査

選定委員会において、各事業者から提出された技術提案及び入札金額について総合的に審査、評価し、最優秀提案者及び次点優秀提案者を特定する。

(ウ) 技術提案における主な評価項目（以下「評価項目」という。）は、別に定める落札者決定基準による。

(エ) 総合評価点が6割に満たない場合は失格とし、最優秀提案者と認めない。

(オ) 参加者が1者となった場合であっても、技術提案審査を実施し、総合評価点が6割を満たせば、最優秀提案者として特定する。

(カ) プレゼンテーションを含む各種審査は非公開で実施する。

(2) 参加資格審査に関すること

(ア) 参加資格の確認

(a) 本事業に参加する者は、参加表明書等を提出すること。

(b) 選定委員会は参加者から提出された参加表明書等を基に、各参加企業が参加資格を満たしているか否かを確認する。

(c) 管理技術者については、要件を満たす技術者の配置の可否のみを確認する。

(イ) 提案候補者の選定

選定委員会による審査を行い、参加資格要件を充足している者を提案候補者として選定する。

(ウ) 参加資格審査結果の通知及び技術提案の要請

(a) 提案候補者に対しては、市から令和7年12月19日(金)までに参加資格審査結果を電子メールにより通知し、技術提案の要請を行う。

(b) 提案候補者として選定されなかった者(参加資格を満たさない者又は確認できない者)に対しては、市から令和7年12月19日(金)までにその理由を明記した「参加資格不適格通知書」を送付する。

(c) 提案候補者は、提案審査書類を提出すること。

(d) 参加資格不適格通知を受けた者は、指定様式により、市長に対して、その理由について説明を求めることができる。受付場所は事務局とし、受付期間は令和8年1月5日(月)から令和8年1月16日(金)の午前9時から午後4時までとする。ただし、日曜日等を除く。

(e) 上記に対する回答は、令和8年1月23日(金)までに書面により行う。

(3) 技術提案審査に関すること

技術提案審査として、技術事項及び価格事項の二つの面から審査を行う。

(ア) 基礎審査

市は、提案者から提出された提案審査書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等については、再提出を求める場合がある。

(イ) 技術提案審査

技術提案審査は、提案者の業務実績に関する審査と、提案者が提出した技術提案内容に関する審査で構成し、選定委員会が実施する。別に定める落札者決定基準により、選定委員会において評価点を算定する。

(ウ) プレゼンテーションの実施

技術提案審査時に、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションに関する詳細は、参加資格審査結果後に別途通知する。

なお、プレゼンテーション当日に事務局は、提案者の受付に際して入札金額が上限入札金額を上回る提案でない旨を改めて確認し、選定委員会へ報告する。

(エ) 開札

開札にあたり立会を希望する場合は、提案審査書類の提出時に事務局へその旨申し出ること。

なお、入札金額の開札時に公表は行わない。

(オ) 価格事項の評価

有効な入札を行った者のうち、落札者決定基準により価格審査点を算定する。

(カ) 最優秀提案者及び次点優秀提案者の特定

選定委員会は、技術事項の評価及び価格事項の評価により得られた総合評価点が最も高い者を最優秀提案者に、次に高い者を次点優秀提案者に特定し、市に選定結果を答申する。

(キ) 落札者の決定

市は、選定委員会による答申を踏まえ、落札者を決定する。

5. 1 1 参加にあたっての留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

参加者は、提案審査書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

提案審査書類の作成等、参加に伴う費用はすべて参加者の負担とする。

(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(4) 著作権

提案審査書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、公表等が必要と認めるときに市は、事前に選定事業者と協議した上で、提案審査書類の一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、市による選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

(6) 提案審査書類の取扱い

提出された提案審査書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

(7) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本事業の募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 募集・審査・入札の中止

本件入札を公正に執行することができないと認められるとき又は天災地変等やむを得ない理由により、技術提案審査及び入札の実施ができないときは、これを延期、又は中止する場合がある。

(9) 提案審査書類の無効に関する事項

以下のいずれかに該当する参加者の提案審査書類は、無効とする。

なお、最優秀提案者の特定後において、当該の最優秀提案者が以下のいずれかに該当することが判明した場合には、最優秀提案者の特定を取り消す。

- (ア) 参加資格を有していない参加者のもの又は5. 10 (2) (ウ) (a) の参加資格審査結果を受領しなかった者若しくはこれらの代理人がした入札
- (イ) 委任状を提出せずに代理人がした入札
- (ウ) 指定した期間内に提出されなかった入札
- (エ) 所定の様式によらない入札
- (オ) 入札者（企業グループにあつては、入札をしたその代表企業（提出された参加表明書等に企業グループの代表として記載された企業をいう。）。以下同じ。）若しくはその代表者又はその代理人の記名押印がない入札
- (カ) 参加表明書等の提出者印と異なる印鑑を押印した入札
- (キ) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- (ク) 入札者又はその代理人が1人で本件入札について2通以上の入札をした場合、その全部の入札
- (ケ) 入札者及びその代理人が本件入札についてそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- (コ) 入札金額、入札者の名称その他主要部分が識別し難い入札
- (サ) 入札金額が訂正された入札
- (シ) 本件入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (ス) 入札金額の全てにアラビア数字が用いられていない入札
- (セ) 入札金額の直前に円記号（¥）が記載されていない入札
- (ソ) 談合その他不正の行為があつたと認められる入札
- (タ) 提出された書類に虚偽の記載をした者を構成企業とする企業グループ又はその代理人がした入札
- (チ) その他本件入札に関する条件に違反した入札

(10) 提案審査書類の変更の禁止

一度提出された提案審査書類については、変更を認めない。ただし、提案書の誤字の修

正等、市が認めた場合はこの限りではない。

(1 1) 提出書類の確認

提出された参加表明書、質問書、V E 提案書及び提案審査書類について疑義がある場合、参加者に対して事務局より確認する場合がある。

(1 2) 提出書類の公開

提出書類に対し、尼崎市情報公開条例第 6 条第 1 項に基づく請求書が提出された場合には、最優秀提案者の特定が完了した後に、当該提出書類を作成した者から了承を得た場合に限り、その全部又は一部を請求者に公開することがある。

(1 3) 辞退

提案候補者として選定された者が、入札を辞退する場合は、令和 8 年 3 月 3 1 日(火)正午までに、辞退届(様式 7-1)を事務局まで電子メールにて提出すること。メール送付後は事務局まで電話にて受信確認を行うこと。(電話受付は受付期間(日曜日等及び令和 7 年 1 2 月 2 9 日から令和 8 年 1 月 3 日までの日を除く。)の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。)

(1 4) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(1 5) 手続に係る通知

入札説明書等に定める参加者への通知のほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、単独企業にあつては当該企業に、共同企業体にあつては代表構成員に、企業グループにあつては代表企業に通知する。

第 6 章 提出書類

参加者が市に提出する書類は、様式集を参照すること。

第 7 章 契約に関する事項

7. 1 契約手続

(1) 契約手続における交渉の有無

市は、契約手続において入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

事業計画及び契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとする。

(2) 契約の締結

市は、落札者と契約書に基づき、契約を締結することを予定している。

最優秀提案者は落札者の決定通知を受けた日から 5 日以内に仮契約を締結しなければならない。尼崎市議会の議決を経るまでは、尼崎市契約規則(昭和 4 1 年尼崎市規則第 9 号)第 3 0 条の規定により、仮契約として締結し、同議会の議決(令和 8 年 9 月市議会定

例会を予定)の後、通知を受けてから5日以内に本契約を締結しなければならない。

(3) 落札者の決定の取消し

落札者が、契約を締結するまでに参加資格の要件を満たさなくなったときには、落札者としての決定を取り消すことがある。この場合において、落札者等がこれにより損害を受けても、市は、その損害について賠償等の責任を負わない。

(4) その他

本事業に係る契約は、尼崎市公共調達基本条例第11条第1項に規定する対象契約に該当するため、本事業に係る契約を締結する者は、本事業の実施にあたり労働関係法令遵守状況報告書等の提出が必要である。

7. 2 契約金額

契約金額は、入札金額の金額とする。

7. 3 支払に関する事項

選定事業者は、本事業の実施に係る一切の費用を、市から支払いのあるまでの間、負担することとし、市は本事業の実施に係る対価を選定事業者に対し、契約書に定めるところにより、支払うこととする。

7. 4 契約保証金

契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために、契約金額の100分の5に相当する金額以上の契約保証金を契約締結日までに納付することとする。

なお、地方自治法施行令第167条の16第2項において準用する同令第167条の7第2項の規定により担保の提供をもって代える場合又は尼崎市契約規則第32条に定める契約保証金の納付の免除条件を満たした場合(市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等)は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。履行保証保険契約を締結する場合、保証証券を市に寄託しなければならない。

7. 5 契約不適合保証金

選定事業者は、本事業の契約金額の100分の5に相当する金額以上を契約不適合保証金として、当該業務が完了するまでに納付すること。ただし、既に納付している契約保証金を契約不適合保証金として充当する場合又は履行保証保険に契約不適合特約が付されている場合は、この限りでない。契約不適合保証金は、業務目的物の引き渡しを受けた日から市長が別に定める期間の留保期間経過後、契約不適合保証金を充当することがなければ、返還する。

7. 6 保険

選定事業者は下記基準を満たす保険に加入するものとする。

なお、下記の保険と類似の機能を有する共済等を含むものとする。また、下記以外の保険の付保については、選定事業者が必要と判断するものに加入することとする。

(1) 建設工事保険

建物の建築を主体とする工事を対象とし、火災保険も含めるものとする（一部に付帯設備工事を含む場合も対象とする。）

(ア) 保険契約者：工事請負事業者

(イ) 被保険者：工事請負事業者及び市

(ウ) 保険の対象：本件の契約の対象となっているすべての工事

(エ) 保険の期間：工事期間

(オ) 保険金額：工事完成価額（消費税を含む。）とする。

(カ) 補償する損害：水災危険、火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害

(2) 組立保険

建物の付帯設備（電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備その他を含む。）又は機械、機械設備・装置その他あらゆる鋼構造物の組立、据付工事を主体とする工事を対象とする（一部に建築工事を含む場合も対象とする。）

(ア) 保険契約者：工事請負事業者

(イ) 被保険者：工事請負事業者及び市

(ウ) 保険の対象：本件の契約の対象となっているすべての工事

(エ) 保険の期間：工事期間

(オ) 保険金額：工事完成価額（消費税を含む。）とする。

(カ) 補償する損害：水災危険、火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害

(3) 第三者賠償責任保険

(ア) 保険契約者：工事請負事業者

(イ) 被保険者：工事請負事業者及び市

(ウ) 保険の期間：工事期間

(エ) 保険金額：対人1億円／1名以上かつ10億円／1事故以上、対物1億円／1事故以上とする。

(オ) 免責金額：5万円／1事故以下とする。

7. 7 選定事業者の権利義務に関する事項

市の承諾がある場合を除き、選定事業者は契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。選定事業者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

第8章 その他

8. 1 応募に伴う費用負担

提案審査書類の作成及び提出等、応募に伴う費用はすべて参加者の負担とする。

8. 2 VE提案の取扱い

(1) VE提案の取扱い

選定事業者は、提案審査書類に反映したVE提案を請負契約締結後、本事業に反映するものとする。また、それに伴い必要となる許認可及び各種申請等の行政手続も選定事業者が行うものとする。

(2) VE提案の公表

参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係ることなく、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとして、当該参加者の承諾を得た内容については、公表することがある。

(3) VE提案の責任の所在

基本設計書に関する責任は市が負担し、VE提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分についての責任は参加者が負担する。市が当該提案の採用を認めることをもって、参加者の責任が軽減又は免除されるものではない。

8. 3 市と選定事業者の責任分担

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担うとする考え方に基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、選定事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市、DBモニタリング事業者及び選定事業者との役割分担は、原則として要求水準書によることとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、契約書に定めるものとする。

8. 4 提案事項等不履行に関する措置

選定事業者は、提案審査書類に記載された内容等に基づき、責任を持って履行するものとす

る。また、履行状況については、設計中、施工中及び施工完了時に市と選定事業者間で確認する。なお、提案審査書類に記載した提案を履行することができない場合、代替案等について市と選定事業者間で協議を行うが、市の承認が得られない場合の、違約金又は損害賠償請求などの措置については、契約書に定めるものとする。

8. 5 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更の算定基準日及び物価指数

賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更における価格変動の算定基準日及び物価指数等は、契約書に定めるものとする。

なお、本契約書に定める各種スライド条項の運用は、尼崎市工事請負契約約款第26条に基づく条項の運用に準拠する。

(参照) 市ホームページ内検索ID：ページ番号1017742

8. 6 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページに随時掲載する。

なお、審査に関する情報公開の対応は、提案者から提出された提案書類等と同様に本契約締結後とする。

8. 7 守秘義務

業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏洩、又は不適當な目的で利用してはならない。

8. 8 事務局（入札説明書等に関する問合せ先）

尼崎市資産統括局技術監理部建築課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（市役所 中館9階）

電話：06-6489-6514

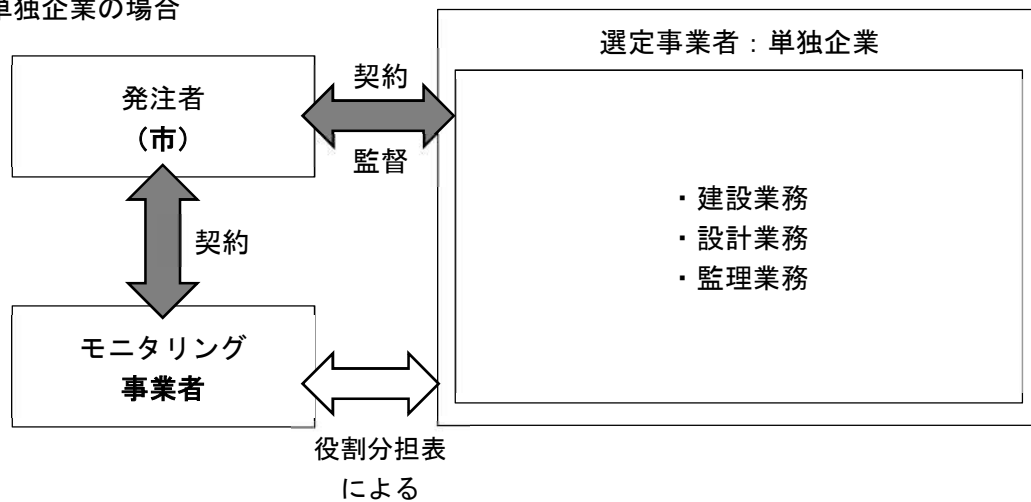
電子メール：ama-kenchiku-jimu@city.amagasaki.hyogo.jp

市ホームページ内検索ID：ページ番号1041465

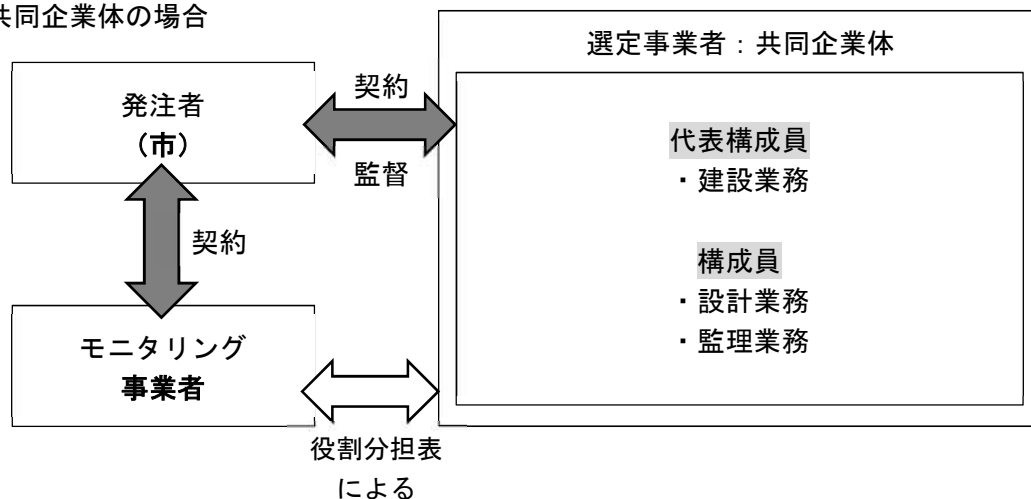
別添 参加者の構成イメージ

※以下はあくまで一例を示すものです。

■単独企業の場合



■共同企業体の場合



■企業グループの場合

